

平成24年度 沖縄県訟務年報

～ 訴訟等の処理状況に関する報告書 ～

平成25年10月22日報告

沖縄県総務部総務私学課

平成24年度沖縄県訟務年報

[平成25年10月22日報告 総務部（総務私学課）]

目次

1	訴訟事件の概要	1
2	各部等における訴訟事件の所管件数	2
3	部等が所管している訴訟等の処理状況（平成25年3月31日現在）	2
	備考 これまでの訴訟事件数の推移及び事件数統計方法の変更について	4
4	訴訟事件ごとの概要	
(1)	行政事件（平成24年度末各部等所管）	
	ア 環境生活部	5
	イ 福祉保健部	5
	ウ 農林水産部	7
	エ 文化観光スポーツ部	8
	オ 土木建築部	8
	カ 教育庁	10
	キ 警察本部	11
(2)	民事事件（平成24年度末各部等所管）	
	ア 総務部	12
	イ 福祉保健部	12
	ウ 商工労働部	13
	エ 土木建築部	13
	オ 教育庁	21
	カ 警察本部	23

参考 訴訟等事務処理要領（昭和59年12月21日制定。沖縄県知事決裁）

1 訴訟事件の概要

(1) 行政事件訴訟

平成24年度（平成25年3月31日現在）において、沖縄県を当事者等とする行政事件訴訟（県税、農地及び県営住宅に関する訴訟並びに地方公営企業法（昭和28年法律第292号）第8条第1項の規定により地方公営企業の管理者が代表する訴訟を除く。）は28件であり、部局ごとに、事件の内容ごとに分類すると次の表のとおりである。

主管部課	事件区分		行政事件				合計
	取消訴訟	その他 抗告訴訟	国家賠償 請求訴訟	損失補償 金請求	違法公金 支出差止め		
知事部局（①から⑩まで）の計	15	2	0	3	3	23	
①知事公室	0	0	0	0	0	0	
②総務部	0	0	0	0	0	0	
③企画部	0	0	0	0	0	0	
④環境生活部	1	0	0	0	0	1	
⑤福祉保健部	9	0	0	0	0	9	
⑥農林水産部	1	0	0	0	1	2	
⑦商工労働部	0	0	0	0	0	0	
⑧文化観光スポーツ部	1	0	0	0	0	1	
⑨土木建築部	3	2	0	3	2	10	
⑩出納事務局	0	0	0	0	0	0	
教育庁の計	3	0	1	0	0	※4	
警察本部の計	0	2	0	0	0	2	
合計	18	4	1	3	3	※29	

注 教育庁所管の「取消訴訟」と「国家賠償請求訴訟」の行政事件数には同じ事件がそれぞれ1件含まれているため、合計数が実際よりも1件多くなっている。

(2) 民事訴訟（平成24年度）

平成24年度（平成25年3月31日現在）において、沖縄県を当事者等とする訴訟等（県税、農地及び県営住宅に関する訴訟等並びに地方公営企業法（昭和28年法律第292号）第8条第1項の規定により地方公営企業の管理者が代表する訴訟等を除く。）は45件であり、部局ごとに、事件の内容ごとに分類すると次の表のとおりである。

主管部課	事件区分		合計
	損害賠償	その他	
知事部局（①から⑩まで）の計	12	25	37
①知事公室	0	0	0
②総務部	0	3	3
③企画部	0	0	0
④環境生活部	0	0	0
⑤福祉保健部	2	1	3
⑥農林水産部	0	0	0
⑦商工労働部	0	1	1
⑧文化観光スポーツ部	0	0	0
⑨土木建築部	10	20	30
⑩出納事務局	0	0	0
教育庁の計	0	7	7
警察本部の計	1	0	1
合計	13	32	45

2 各部等における訴訟事件の所管件数

主管部局	事件年度 各部等の所管事件数 (平成24年3月31日現在)	平成24年度中処理件数		総務私学課長への一件書類引継済件数および一件書類引継対象外事件数	各部等の所管事件数 (平成25年3月31日現在)
		新規	終結等		
知事部局の計	46	16	19	2	60
知事公室	0	0	0	0	0
総務部	2	1	0	0	3
企画部	0	0	0	0	0
環境生活部	1	0	1	0	1
福祉保健部	6	6	6	0	12
農林水産部	1	1	1	0	2
商工労働部	1	0	0	0	1
文化観光スポーツ部	1	0	1	0	1
土木建築部	34	8	10	2	40
出納事務局	0	0	0	0	0
教育庁の計	12	2	2	4	10
警察本部の計	4	3	2	4	3
合計	62	21	23	10	73

注 「平成24年度中処理件数」の「終結等」の欄の件数には、裁判が終結した訴訟等の件数（上訴審が継続中の事件もこれに含む。）のほか、和解による訴えの取下げ及び不調により事件が終結となった訴訟等の件数を含む。

「総務私学課長への一件書類引継済件数および一件書類引継対象外事件数」の欄の件数には、平成24年度中に総務私学課に引継ぎされた民事事件と平成23年度に終結した行政事件の件数を含む（ただし、上訴審が継続中の場合はこれに含まない。）。

3 部等が所管している訴訟等の処理状況（平成25年3月31日現在）

(1) 行政事件

主管部課	処理状況							
	方針調整中	訴訟準備中	係争中	和解調整中	取下げ	判決言渡済 和解成立済 判決確定済	引継手続中 その他	総計
知事部局の計	0	0	9	0	2	12	0	23
環境生活部	0	0	0	0	1	0	0	1
福祉保健部	0	0	4	0	1	4	0	9
農林水産部	0	0	1	0	0	1	0	2
文化観光スポーツ部	0	0	0	0	0	1	0	1
土木建築部	0	0	4	0	0	6	0	10
教育庁の計	0	0	1	0	0	2	0	3
警察本部の計	0	0	0	0	0	2	0	2
合計	0	0	10	0	2	16	0	28

(2) 民事事件

処理状況 主管部課	民事事件							総計
	方針調整中	訴訟準備中	係争中	和解調整中	取下げ	判決言渡済 和解成立済 判決確定済	引継手続中 その他	
知事部局の計	0	0	7	1	4	13	12	37
総務部	0	0	1	0	1	1	0	3
福祉保健部	0	0	2	0	0	0	1	3
商工労働部	0	0	1	0	0	0	0	1
土木建築部	0	0	3	1	3	12	11	30
教育庁の計	0	0	0	0	0	0	7	7
警察本部の計	0	0	1	0	0	0	0	1
合計	0	0	8	1	4	13	19	45

(3) 行政事件と民事事件の全体

処理状況 主管部課	行政事件と民事事件の全体							総計
	方針調整中	訴訟準備中	係争中	和解調整中	取下げ	判決言渡済 和解成立済 判決確定済	引継手続中 その他	
知事部局の計	0	0	16	1	6	25	12	60
知事公室	0	0	0	0	0	0	0	0
総務部	0	0	1	0	1	1	0	3
企画部	0	0	0	0	0	0	0	0
環境生活部	0	0	0	0	1	0	0	1
福祉保健部	0	0	6	0	1	4	1	12
農林水産部	0	0	1	0	0	1	0	2
商工労働部	0	0	1	0	0	0	0	1
文化観光スポーツ部	0	0	0	0	0	1	0	1
土木建築部	0	0	7	1	3	18	11	40
出納事務局	0	0	0	0	0	0	0	0
教育庁の計	0	0	1	0	0	2	7	10
警察本部の計	0	0	1	0	0	2	0	3
合計	0	0	18	1	6	29	19	73

備考 これまでの訴訟事件数の推移及び事件数統計方法の変更について

1 平成19年度訟務年報作成の際の変更点

平成19年度訟務年報を作成するに当たっては、次のとおり訴訟等の事件数を把握するための統計方法について変更した。

- (1) 平成18年度訟務年報に関する報告においては、訴訟等に係る紛争ごとに事件数を把握することとし、訴訟等に係る一連手続（原審から上告審まで）に着目し、司法手続上判決が確定し又は事件が終結するまでの手続が終了した事件を1件として附番し整理していた。
- (2) しかしながら、1の事件であっても原審、控訴審又は上告審において、訴訟等が提起される裁判所が異なるほか、裁判過程における戦術との関係から、裁判における当事者の法的主張等の内容が異なる場合があることから、1の法的紛争であっても、原審、控訴審又は上告審をそれぞれ別の事件として扱い、統計を作成することが適当であると判断した。
- (3) (2)に説明する判断に基づき、平成19年度訟務年報に関する報告においては、原審、控訴審及び上告審にそれぞれ附番し、それぞれを別の事件として把握し、統計する方法を採用することとし、この統計方法の変更に伴う追加について平成19年度訟務年報（平成19年10月22日報告分）に加えるための整理を行う。
- (4) なお、(3)のとおり、平成18年度末（平成19年3月31日現在）に沖縄県が当事者となり、各部等が所管していた事件については計161件として取り扱い、事後の訴訟件数を整理するものとする。

2 平成20年度・21年度訟務年報作成の際の変更点

平成20年度・21年度訟務年報を作成するに当たっては、次のとおり訴訟等の事件数を把握するための統計方法について変更した。

- (1) 行政事件訴訟と民事訴訟の区分については裁判所の事件区分によるものとした。
- (2) 県が補助参加をなす訴訟についても、訴訟結果が県に影響を及ぼすことから、数に含めている。

4 訴訟事件ごとの概要

(1) 行政事件（平成24年度末各部等所管）

番号	事件番号・事件名等	当事者	概要	所管課
1	<p>提起日 平成21年10月23日 那覇地方裁判所 平成21年（行ウ）第25号 不許可処分取消等請求事件 取下げ</p>	<p>原告 ○○○○○○○ 被告 沖縄県</p>	<p>原告が平成20年7月28日付けで行った墓地、埋葬等に関する法律第10条第2項の規定に基づく墓地の変更許可申請に対して、沖縄県が平成20年12月8日付けで不許可処分を行ったところ、その取消し及び許可処分を求めて提訴した事件である。</p> <p>平成24年11月13日 取下げ</p>	生活衛生課
2	<p>原審 提起日 平成22年3月5日 那覇地方裁判所 平成22年（行ウ）第5号 介護サービス事業者の指定取消処分取消請求事件 判決言渡済</p>	<p>原告 ○○○○○○○ ○○○ 被告 沖縄県</p>	<p>県が実施した監査において、原告の不正請求等を理由に平成22年3月3日付けで介護保険法第84条第1項第3号、第6号及び第8号に基づき指定の取消処分を行ったところ、原告がその取消処分の取消しを求めて提訴した事件である。</p> <p>判決言渡日 平成24年12月26日 主文 処分行政庁が原告に対して平成22年3月3日付けでした指定居宅介護支援事業者の指定を取り消す旨の処分を取り消す。 訴訟費用は被告の負担とする。 判決要旨 本件処分については、いずれも被告の主張する処分理由に該当する事実を認めるに足りる証拠はない。したがって、本件処分は違法である。よって、原告の請求は理由があるからこれを認容することとし、主文のとおり判決する。</p>	高齢者福祉介護課
3	<p>控訴審 提起日 平成25年1月9日 福岡高等裁判所那覇支部 平成25年（行コ）第4号 介護サービス事業者の指定取消処分取消請求控訴事件 係争中</p>	<p>控訴人 沖縄県 被控訴人 ○○○○○○○ ○○○</p>	<p>那覇地方裁判所平成22年（行ウ）第5号介護サービス事業者の指定取消処分取消請求事件について、被告の主張が認められず敗訴したことから、控訴人が控訴を提起した事件である。</p>	高齢者福祉介護課
4	<p>原審 提起日 平成22年3月5日 那覇地方裁判所 平成22年（行ウ）第6号 介護サービス事業者の指定取消処分取消請求事件 判決言渡済</p>	<p>原告 ○○○○○○○ ○○○○○○○ 被告 沖縄県</p>	<p>県が実施した監査において、原告の不正請求等を理由に、平成22年3月3日付けで介護保険法第77条第1項第2号、第3号及び第5号並びに第115条の9第1項第2号に基づき指定の取消処分を行ったところ、原告がその取消処分の取消しを求めて提訴した事件である。</p> <p>判決言渡日 平成24年12月26日 主文 処分行政庁が原告に対して平成22年3月3日付けでした指定居宅サービス事業者の指定及び指定介護予防サービス事業者の指定を取り消す旨の処分をいずれも</p>	高齢者福祉介護課

			取り消す。 訴訟費用は被告の負担とする。 判決要旨 本件各処分については、いずれも被告の主張する処分理由に該当する事実を認めるに足りる証拠はない。したがって、本件処分は違法である。よって、原告の請求は理由があるからこれを認容することとし、主文のとおり判決する。	
5	控訴審 提起日 平成25年1月9日 福岡高等裁判所那覇支部 平成25年（行コ）第5号 介護サービス事業者の指定取消処分取消請求控訴事件 係争中	控訴人 沖縄県 被控訴人 ○○○○○○○ ○○○○○○○	那覇地方裁判所平成22年（行ウ）第6号介護サービス事業者の指定取消処分取消請求事件について、被告の主張が認められず敗訴したことから、控訴人が控訴を提起した事件である。	高齢者 福祉介 護課
6	原審 提起日 平成22年3月5日 那覇地方裁判所 平成22年（行ウ）第7号 介護サービス事業者の指定取消処分取消請求事件 判決言渡済	原告 ○○○○○○○ ○○○○○○○ 被告 沖縄県	県が実施した監査において、原告の不正請求等を理由に、平成22年3月3日付けで介護保険法第77条第1項第2号及び第5号並びに第115条の9第1項第2号に基づき指定の取消処分を行ったところ、原告がその取消処分の取消しを求めて提訴した事件である。 判決言渡日 平成24年12月26日 主文 処分行政庁が原告に対して平成22年3月3日付けでした指定居宅サービス事業者の指定及び指定介護予防サービス事業者の指定を取り消す旨の処分をいずれも取り消す。 訴訟費用は被告の負担とする。 判決要旨 本件各処分については、いずれも被告の主張する処分理由がないか、一部において処分理由に該当する具体的事実があるとしても、これらを総合してもなお本件各指定の取消しを選択したことには裁量権の逸脱があるといわざるを得ない。したがって、本件各処分は違法である。よって、原告の請求は理由があるからこれを認容することとし、主文のとおり判決する。	高齢者 福祉介 護課
7	控訴審 提起日 平成25年1月9日 福岡高等裁判所那覇支部 平成25年（行コ）第6号 介護サービス事業者の指定取消処分取消請求控訴事件 係争中	控訴人 沖縄県 被控訴人 ○○○○○○○ ○○○○○○○	那覇地方裁判所平成22年（行ウ）第7号介護サービス事業者の指定取消処分取消請求事件について、被告の主張が認められず敗訴したことから、控訴人が控訴を提起した事件である。	高齢者 福祉介 護課
8	原審 提起日 平成22年3月5日 那覇地方裁判所 平成22年（行ウ）第8号 介護サービス事業者の指定取	原告 ○○○○○○○ ○○ 被告 沖縄県	県が実施した監査において、原告の不正請求等を理由に平成22年3月3日付けで介護保険法第77条第1項第5号に基づき指定の取消処分を行ったところ、原告がその取消処分の取消しを求めて提訴した事件である。	高齢者 福祉介 護課

	消処分取消請求事件 判決言渡済		判決言渡日 平成24年12月26日 主文 処分行政庁が原告に対して平成22年3月3日付けでした指定居宅サービス事業者の指定を取り消す旨の処分を取り消す。 訴訟費用は被告の負担とする。 判決要旨 本件各処分については、いずれも被告の主張する処分理由に該当する事実を認めるに足りる証拠はない。したがって、本件処分は違法である。よって、原告の請求は理由があるからこれを認容することとし、主文のとおり判決する。	
9	控訴審 提起日 平成25年1月9日 福岡高等裁判所那覇支部 平成25年(行コ)第7号 介護サービス事業者の指定取消処分取消請求控訴事件 係争中	控訴人 沖縄県 被控訴人 ○○○○○○○○ ○○	那覇地方裁判所平成22年(行ウ)第8号介護サービス事業者の指定取消処分取消請求事件について、被告の主張が認められず敗訴したことから、控訴人が控訴を提起した事件である。	高齢者福祉介護課
10	提起日 平成25年1月19日 那覇地方裁判所 平成25年(行ウ)第1号 措置入院決定処分取消請求事件 取下げ	原告 ○○○○ 被告 沖縄県	県が平成24年10月23日付けで那覇地方検察庁検察官検事からの精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「法」という。)第25条の規定に基づく通報を受け、法第27条第1項の規定に基づき通報の原因となった症状の概要や程度、同検察庁が実施した簡易精神鑑定の結果等を調査の上、指定医による診察が必要と判断し、同年10月26日、2名の指定医による診察を行った。診断の結果、各指定医が措置入院要という点で一致したため、法第29条第1項の規定に基づき同日付けで原告を指定病院である医療法人△△△△△△△△へ入院措置としたところ、原告が当該措置入院決定処分の取消しを求めた事件である。 平成25年3月5日 取下げ	障害保健福祉課
11	提起日 平成19年8月15日 那覇地方裁判所 平成19年(行ウ)第13号 違法公金支出差止め等請求事件 係争中	原告 ○○○○外8名 被告 沖縄県知事	県北部の国頭村内で実施している沖縄北部地域森林計画書に記載されている林道の開設事業について、森林法等に違反し、県北部の自然環境を破壊する違法な事業であるとして、地方自治法第242条の2第1項第1号及び第4号に基づき原告らが県知事に対し、公金支出の差止請求及び当該職員への損害賠償の請求等を行った事件である。	森林緑地課
12	提起日 平成24年11月22日 那覇地方裁判所 平成24年(行ウ)第26号 裁決取消請求事件 判決言渡済	原告 ○○○○○○ 被告 沖縄県知事	県が原告に対して発した平成23年12月22日付け通知(以下「本件通知」という。)について、原告が平成24年1月27日付け審査請求(以下「本件審査請求」という。)をしたところ、裁決行政庁がこれを却下する旨の裁決をしたことから、原告が本件裁決が違法であるとして、その取消しを求めた事件である。	森林緑地課

			<p>判決言渡日 平成25年3月27日</p> <p>判決要旨</p> <p>本件通知は行政指導にとどまる事が認められ行政処分に当たるといふことはできず、したがって、本件訴えは行政事件訴訟法第3条第3項の「裁決の取消しの訴え」の対象とはならない行政庁の行為の取消しを求めたものであって不適法であるから、これを却下する。</p>	
13	<p>提起日 平成22年5月17日</p> <p>那覇地方裁判所</p> <p>平成22年（行ウ）第12号</p> <p>停職処分取消等請求事件</p> <p>和解成立済</p>	<p>原告</p> <p>〇〇〇</p> <p>被告</p> <p>沖縄県</p>	<p>県が平成21年11月12日付け懲戒処分書をもって行った原告に対する6月間の停職処分を、理由なくされた違法な処分であるとして、原告がその処分の取消しを求めて提訴した事件である。</p> <p>なお、本件と同内容について並行して争われていた県人事委員会への不服申立てにおいて、処分の修正(停職6月間から減給10分の1を1月)という裁決がなされ、当該処分を両当事者が受け入れることとしたため、県議会の議決の後、和解が成立した。</p> <p>判決言渡日 平成25年3月27日</p> <p>判決要旨</p> <p>被告は解決金100万円を支払うとともに、違法な処分の原因究明と再発防止に努め、原告はその余の請求を放棄するという内容で、和解が成立した。</p>	文化振興課
14	<p>提起日 平成22年9月24日</p> <p>那覇地方裁判所</p> <p>平成22年（行ウ）第18号</p> <p>新石垣空港収用裁決取消請求事件</p> <p>係争中</p>	<p>原告</p> <p>〇〇〇外127名</p> <p>被告</p> <p>沖縄県</p>	<p>沖縄県収用委員会が平成22年6月17日付けで新石垣空港整備事業、これに伴う付帯工事並びに一般国道390号及び農業用付替工事についての裁決について、原告らとその裁決の取消しを求めて提起した事件である。</p>	用地課
15	<p>提起日 平成24年12月20日</p> <p>那覇地方裁判所</p> <p>平成24年（行ウ）第30号</p> <p>違法公金支出金返還等請求事件</p> <p>係争中</p>	<p>原告</p> <p>〇〇〇〇〇外10名</p> <p>被告</p> <p>沖縄県知事</p>	<p>県が行った住民監査請求に係る監査委員の勧告について、識名トンネル工事契約問題に係る住民監査請求人である原告らは、その内容に不服がある(知事等の責任が曖昧)として、地方自治法第242条の2の規定に基づく住民訴訟を提起し、被告が県知事や被告らに対し金7177万6779円及びこれに対する訴状送達の日から支払済みまでの年5分の割合による金員の賠償命令を求めた事件である。</p>	道路街路課
16	<p>提起日 平成23年7月22日</p> <p>那覇地方裁判所</p> <p>平成23年（行ウ）第17号</p> <p>第二次泡瀬干潟埋立公金支出差止請求事件</p> <p>係争中</p>	<p>原告</p> <p>〇〇〇〇外274名</p> <p>被告</p> <p>沖縄県知事</p>	<p>沖縄市の新たな土地利用計画には経済的合理性はないとし、地方自治法第242条の2第1項第1号に基づき、中城湾港泡瀬地区公有水面埋立事業に係る一切の公金支出の差止めを求めて提起した事件である。</p>	港湾課
17	<p>提起日 平成23年10月17日</p> <p>那覇地方裁判所</p> <p>平成23年（行ウ）第24号</p> <p>裁決取消請求事件</p> <p>判決確定済</p>	<p>原告</p> <p>〇〇〇〇〇〇〇</p> <p>〇〇〇〇〇</p> <p>被告</p> <p>沖縄県</p>	<p>県が平成23年6月15日付けで行った宜野湾港沖のリーフに渡り足場を設置する占有許可申請の不許可処分について、原告がその裁決の取消しを求めて提起した事件である。</p>	港湾課

			<p>判決言渡日 平成24年7月4日</p> <p>判決要旨</p> <p>裁決の取消しの訴えにおいては、原処分違法を理由として取消しを求めることはできず、裁決固有の違法を理由としなければならない。原告の主張は、原処分である本件処分の違法性のみであり、本件裁決固有の違法性を主張しておらず、何らかの固有の違法事由があることを窺わせる事情も見いだせないから、原告の請求には理由がない。</p>	
	<p>※18（平成24年（行ウ）第1号）と併合された。</p>			
18	<p>提起日 平成24年1月6日</p> <p>那覇地方裁判所</p> <p>平成24年（行ウ）第1号</p> <p>占有許可申請不許可取消請求事件</p> <p>判決確定済</p> <p>※17（平成23年（行ウ）第24号）と併合された。</p>	<p>原告</p> <p>○○○○○○○</p> <p>○○○○○</p> <p>被告</p> <p>沖縄県</p>	<p>県が平成22年12月14日付けで行った不許可処分について、原告がその処分の取消しを求めて提起した事件である。</p> <p>判決言渡日 平成24年7月4日</p> <p>判決要旨</p> <p>港湾管理者は、港湾法の目的を達成するために、広範な裁量権を有すると解すべきである。原告が管理方法や事故発生時の対応方法等につき具体的な方策を有していないことや足場を設置する必要があるかも疑わしいことから、不許可処分は裁量の範囲内のものといえ、裁量権を濫用したものとはいえず、本件処分は適法であり、原告の主張には理由がない。</p>	港湾課
19	<p>原審</p> <p>提起日 平成17年3月4日</p> <p>那覇地方裁判所</p> <p>平成17年（行ウ）第4号</p> <p>損失補償金請求事件</p> <p>判決言渡済</p>	<p>原告</p> <p>○○○○外3名</p> <p>被告</p> <p>沖縄県</p>	<p>那覇広域都市計画9・5・2平和祈念公園裁決申請等事件に係る損失補償金請求事件である。補償額に不満のあった○○○○外3名の地権者らが原告となり、収用裁決の補償額が著しく低廉で違法であるとして土地収用法第133条の差額金請求権に基づき収用裁決の補償額と原告らの主張する補償額の差額等を沖縄県に請求した事件である。</p> <p>判決言渡日 平成21年2月3日</p> <p>判決要旨</p> <p>原告の主張する土地の評価が一部認められ、「被告は、原告○○○○外3人に対し合計1億9575万6362円及びこれらに対する平成17年3月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え」との判決が言い渡された。</p>	都市計画・モノレー課
20	<p>控訴審</p> <p>提起日 平成21年2月17日</p> <p>福岡高等裁判所那覇支部</p> <p>平成21年（行コ）第4号</p> <p>損失補償金請求控訴事件</p> <p>判決言渡済</p>	<p>控訴人</p> <p>沖縄県</p> <p>被控訴人</p> <p>○○○○外3名</p>	<p>那覇地方裁判所平成17年（行ウ）第4号損失補償金請求事件について、同裁判所から平成21年2月3日に言い渡された判決の控訴人敗訴部分について不服であるとして、控訴人が控訴を提起した事件である。</p> <p>判決言渡日 平成23年7月28日</p> <p>判決要旨</p> <p>原判決中一審被告敗訴部分のうち一審原告伸に対し1万4221円及びこれらに対する平成17年3月2日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を命じた部分を超越する部分を取り消すとの判決が言い渡された。</p>	都市計画・モノレー課

21	<p>上告審 提起日 平成23年8月11日 最高裁判所 平成23年（行ツ）第349号、 平成23年（行ヒ）第338号 判決確定済</p>	<p>上告人 〇〇〇〇外3名 被上告人 沖縄県</p>	<p>福岡高等裁判所那覇支部平成21年（行コ）第4号損失補償金請求控訴事件について、同裁判所から平成23年7月28日に言い渡された判決は、全部不服であるとして、上告人が上告を提起した事件である。</p> <p>判決言渡日 平成24年6月7日 判決要旨 1 本件上告を棄却する。 2 本件を上告審として受理しない。 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。</p>	都市計画・モノレー課
22	<p>原審 提起日 平成23年9月1日 那覇地方裁判所 平成24年（行ウ）第11号 無効等確認請求事件 判決言渡済</p>	<p>原告 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇 被告 沖縄県</p>	<p>県が△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△あてに行った平成21年6月8日付け都市計画法第45条の規定に基づく地位の承継承認に対し、原告がその無効を請求した事件である。</p> <p>判決言渡日 平成24年9月4日 判決要旨 1 本件訴えを却下する。 2 訴訟費用は原告の負担とする。</p>	建築指導課
23	<p>控訴審 提起日 平成24年9月25日 福岡高等裁判所那覇支部 平成24年（行コ）第7号 無効等確認請求控訴事件 係争中</p>	<p>控訴人 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇 被控訴人 沖縄県</p>	<p>那覇地方裁判所平成24年（行ウ）第11号無効等確認請求事件について、全部不服のため、控訴人が控訴を提起した事件である。</p>	建築指導課
24	<p>原審 提起日 平成21年9月30日 那覇地方裁判所 平成21年（行ウ）第19号 免職処分取消請求事件 判決言渡済</p>	<p>原告 〇〇〇〇 被告 沖縄県</p>	<p>原告は、沖縄県教育委員会より平成20年4月1日付けで△△△町立小学校に採用され、□□小学校に勤務を命じられた。</p> <p>沖縄県教育委員会は、原告に対し平成21年3月31日付けをもって、『児童の話をじっくり聞き、適切なアドバイスや対応で納得させたり理解させたりすることが非常に困難な事や、生徒指導面で児童に対して発した言葉を覚えてなかったりする事が多い等、その職に必要とされる水準を満たしているとはいえず、その職務を良好な成績で遂行したとはいえない。』ことを理由に免職処分を行った。</p> <p>原告は、沖縄県教育委員会に対して裁量権の濫用などとして、免職処分の取消しを求めた事件である。</p> <p>判決言渡日 平成24年3月28日 判決要旨 1 原告の請求を棄却する。 2 訴訟費用は原告の負担とする。</p>	教育庁学校人事課（前年度まで義務教育課）
25	<p>控訴審 提起日 平成24年4月11日 福岡高等裁判所那覇支部</p>	<p>控訴人 〇〇〇〇 被控訴人</p>	<p>那覇地方裁判所平成21年（行ウ）第19号免職処分取消請求事件について、控訴人が原判決の取消しや処分行政庁が控訴人に対して2009年3月31日付けでした免</p>	教育庁学校人事課

	平成24年（行コ）第4号 免職処分取消請求控訴事件 判決確定済	沖縄県	職処分の取消しを求めて提起した事件である。 判決言渡日 平成24年11月6日 判決要旨 1 本件控訴を棄却する。 2 控訴費用は被告人の負担とする。	
26	提起日 平成24年12月26日 那覇地方裁判所 平成24年（行ウ）第28号 懲戒免職処分取消及び国家賠償請求事件 係争中	原告 ○○○○ 被告 沖縄県	公立小中学校の職員であった原告は指導力不足教員、指導力が不適切な教員として認定され、研修命令を受けたが、これに従わず欠勤や職務命令違反を続けたため、平成19年4月に停職1月、平成23年3月に戒告、平成23年6月に停職6月の懲戒処分を受け、平成24年6月20日に懲戒免職となった。 県が行った懲戒免職処分に対し、原告がその取消しと損害賠償として金1840万円を求めた事件である。	教育庁 学校人事課
27	原審 提起日 平成24年4月12日 那覇地方裁判所 平成24年（行ウ）第13号 行政機関等保有個人情報開示請求事件 判決言渡済	原告 ○○○ 被告 沖縄県公安委員会委員長	原告は、平成22年4月2日付けで警察本部長に対し「平成20年に原告が第二当事者となる物損事故」の保有個人情報開示請求を行い、4月12日部分開示決定を受けたが、「被害者である。全部開示が当然。」と5月31日付けで不服申立（審査請求）を行ったところ、平成23年10月12日一部不開示の裁決を受けたため、平成24年4月12日に提訴した事件である。 判決言渡日 平成24年12月25日 主文 1 本件訴えをいずれも却下する。 2 訴訟費用は、原告の負担とする。 判決要旨 本件は、被告適格のない者（沖縄県公安委員会）に対する訴えとして不適法である。	警察本部 警務部 監察課
28	控訴審 提起日 平成25年1月11日 福岡高等裁判所那覇支部 平成25年（行コ）第2号 行政機関等保有個人情報開示請求控訴事件 判決言渡済	控訴人 ○○○ 被控訴人 沖縄県公安委員会委員長	那覇地方裁判所平成24年（行ウ）第13号行政機関等保有個人情報開示請求事件について、同判決に不服のため、控訴人が控訴を提起した事件である。 判決言渡日 平成25年3月28日 主文 1 本件控訴を棄却する。 2 新請求訴えをいずれも却下する。 3 訴訟費用は、控訴人の負担とする。 判決要旨 本件控訴は理由がないから棄却。新請求は不適法として却下する。	警察本部 警務部 監察課

(2) 民事事件（平成24年度末各部等所管）

番号	事件番号・事件名等	当事者	概要	所管課
1	<p>提起日 平成21年10月16日</p> <p>那覇地方裁判所</p> <p>平成21年（ワ）第1457号</p> <p>囲繞地通行権、借地権確認請求事件</p> <p>判決確定済</p>	<p>原告</p> <p>〇〇〇〇</p> <p>被告</p> <p>沖縄県</p>	<p>貸付県有地を含む一団の土地・建物が分割して競売にかけられ2人の所有者が生じた結果、奥の袋地を取得した原告が、囲繞地となった貸付県有地について、民法第210条第1項に規定する囲繞地通行権の確認を求め提訴した事件である。</p> <p>判決言渡日 平成23年11月17日</p> <p>判決要旨</p> <p>原告は、被告に対し、幅1mの範囲について、原告が囲繞地通行権を有することを確認する。原告のその余の請求を棄却する。訴訟費用は、これを5分し、その3を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。</p>	管財課
2	<p>提起日 平成22年4月12日</p> <p>那覇地方裁判所</p> <p>平成22年（ワ）第448号</p> <p>所有権移転登記手続請求事件</p> <p>取下げ</p>	<p>原告</p> <p>〇〇〇〇〇</p> <p>被告</p> <p>沖縄県</p>	<p>原告は、那覇市繁多川の県有地を購入する意思を示していたが、一般競争入札による売却手続の開始を契機に、善意の占有者として所有の意思で当該県有地を30年以上占有していると時効を主張し、県に対し所有権移転手続を求めた事件である。</p>	管財課
3	<p>提起日 平成24年6月28日</p> <p>那覇地方裁判所</p> <p>平成24年（ワ）第567号</p> <p>土地所有権確認請求事件</p> <p>係争中</p>	<p>原告</p> <p>〇〇〇</p> <p>被告</p> <p>沖縄県</p>	<p>所有者不明土地の管理者である沖縄県は、平成22年11月に、本件土地について、原告の父が祖父の土地であるとして返還を求めてきたが、申請書類の不備及び原告の父の祖父が所有者であると判断できる確たる証拠がないため認めなかった。原告の父が死亡（平成23年6月6日没）したことから、今回原告は、本件土地が戦前からの曾祖父所有のものであり、原告が相続により土地所有権を有しているとして、所有権確認を求める訴訟を提起した事件である。</p>	管財課
4	<p>提起日 平成21年3月21日</p> <p>那覇地方裁判所</p> <p>平成21年（ワ）第407号</p> <p>損害賠償請求事件</p> <p>係争中</p>	<p>原告</p> <p>〇〇〇〇、△△△</p> <p>被告</p> <p>沖縄県外2名</p>	<p>平成21年3月8日に認可外保育施設においてうつ伏せ状態でぐったりしていた乳児を担当保育士が発見し病院へ搬送、入院となった。検査の結果、同月14日に脳死状態と診断され、同月21日に死亡した。当該乳児の両親が、施設長の債務不履行等、担当保育士の過失及び沖縄県の認可外保育施設に対する規制権限の不行使について責任があるとして、損害賠償を請求した事件である。</p>	青少年・児童家庭課
5	<p>提起日 平成24年12月14日</p> <p>那覇地方裁判所</p> <p>平成24年（ワ）第1174号</p> <p>損害賠償請求事件</p> <p>係争中</p>	<p>原告</p> <p>〇〇〇〇、△△△△</p> <p>被告</p> <p>沖縄県外4名</p>	<p>平成22年2月1日に□□市内の託児所においてうつ伏せで寝かせてられていた生後3ヶ月の男児がぐったりしているのを施設長が発見し、車で◎◎◎病院に搬送したが、男児は死亡した。当該乳児の両親が、施設長の不法行為責任等、運営に関与していた他2名の注意義務違反等、沖縄県の指導監督権限行為義務違反等及び石垣市の県知事に対する協力義務違反等についてそれぞれ責任があるとして、損害賠償を請求した事件である。</p>	青少年・児童家庭課

6	<p>調停 提起日 平成18年12月8日 那覇簡易裁判所 平成18年（ノ）第212号 債務不存在確認等調停事件 その他</p>	<p>申立人 ○○○○○○○ 相手方 沖縄県</p>	<p>申立人は、県から指定を受けた指定居宅支援事業者であるが、県の実地指導により無資格者がサービス提供を行っていたことが発覚した。このため、援護の実施者である市町村から自主返還を求められたが、県から従業者の資格要件に関する制度改正の通知がなかったため制度改正を知らずに行ったことであり、県にも落ち度があることから返還の義務はないことの確認を求めた。</p> <p>2回の調停を経て、合意の見込みなく不成立となった（平成19年）。</p>	障害保 健福祉 課
7	<p>調停 提起日 平成22年7月15日 那覇簡易裁判所 平成22年（ノ）第171号 連帯保証債務金額等確認請求 調停事件 係争中</p>	<p>申立人 ○○○○外19名 相手方 沖縄県外2名</p>	<p>沖縄県が平成8年から平成10年にかけて中小企業高度化資金を貸し付けた企業の連帯保証人が、当該企業が多額の負債を抱え特別清算の申立てを行ったことから、連帯保証人の相続人を含む20名が連帯保証契約の内容や手続きに問題があり、当該契約は公序良俗（民法第90条）に違反し無効であるとして、連帯保証債務額の減免の必要性を主張して調停の申立てを行った事件である。</p>	中小企 業支援 課
8	<p>調停 提起日 平成20年8月22日 那覇簡易裁判所 平成20年（ノ）第200号 違約金存否確認等請求調停事 件 その他</p>	<p>申立人 ○○○○○○○ ○外89名 相手方 沖縄県</p>	<p>沖縄県発注の土木及び建築工事の入札参加業者が、不当な取引制限を行っていたとして平成18年に公正取引委員会による独占禁止法違反処分を受けた。沖縄県は、当該処分に基づき対象企業に対して契約書の違約金条項及び民法第709条により損害賠償金請求を行う旨決定したが、申立人らが、債務の存否確認、金額及び支払方法を確定したいとして民事調停を申し立てた事件である。</p> <p>平成22年8月10日 調停一部成立 平成22年10月27日 調停成立</p> <p>申立人らは相手方に対し、公正取引委員会による独占禁止法違反処分を受けた請負工事について、当該請負工事の契約金額の5%に相当する金額を賠償金として支払義務があることを確認する。</p> <p>当該請負工事が共同企業体として受注されていた工事である場合、相手方は申立人らに対し、各共同企業体の構成員の出資割合に相当する金額以外の支払義務を免除する。</p>	土木総 務課
9	<p>調停 提起日 平成21年7月16日 那覇簡易裁判所 平成21年（ノ）第205号 損害賠償債務不存在確認等請 求調停事件 その他</p>	<p>申立人 ○○○○○○○ 外9名 相手方 沖縄県</p>	<p>沖縄県発注の土木及び建築工事の入札参加業者が、不当な取引制限を行っていたとして平成18年に公正取引委員会による独占禁止法違反処分を受けた。沖縄県は、当該処分を受けた対象企業と特定共同企業体を構成し工事を受注した企業に対して、契約書の違約金条項と連帯債務条項により損害賠償金請求を行う旨決定したが、申立人らが債務の存否確認、金額及び支払方法を確定したいとして民事調停を申し立てた事件である。</p> <p>平成22年8月10日 調停一部成立</p>	土木総 務課

			平成22年10月27日 調停成立 相手方は、申立人らに対する賠償金債権を放棄する。	
10	調停 提起日 平成22年6月17日 那覇簡易裁判所 平成22年（ノ）第139号 違約金存否確認等請求調停事件 その他	申立人 ○○○○○○○ 外11名 相手方 沖縄県	沖縄県発注の土木及び建築工事の入札参加業者が、不当な取引制限を行っていたとして平成18年に公正取引委員会による独占禁止法違反処分を受けた。当該処分に基づき、沖縄県は対象企業に対して契約書の違約金条項及び民法第709条により損害賠償金請求を行う旨決定したが、申立人らが、債務の存否確認、金額及び支払方法を確定したいとして民事調停を申し立てた事件である。 平成22年8月10日 調停一部成立 平成22年10月27日 調停成立 申立人らは、相手方に対し、公正取引委員会による独占禁止法違反処分を受けた請負工事について、当該請負工事の契約金額の5%に相当する金額を賠償金として支払義務があることを確認する。 当該請負工事が共同企業体として受注されていた工事である場合、相手方は、申立人らに対し、各共同企業体の構成員の出資割合に相当する金額以外の支払い義務を免除する。	土木総務課
11	調停 提起日 平成22年6月18日 那覇簡易裁判所 平成22年（ノ）第145号 損害賠償債務不存在確認等請求調停事件 その他	申立人 ○○○○○○○ ○○○外7名 相手方 沖縄県	沖縄県発注の土木及び建築工事の入札参加業者が、不当な取引制限を行っていたとして平成18年に公正取引委員会による独占禁止法違反処分を受けた。当該処分を受けた対象企業と特定共同企業体を構成し工事を受注した企業に対して、沖縄県は契約書の違約金条項と連帯債務条項により損害賠償金請求を行う旨決定したが、申立人らが債務の存否確認、金額及び支払方法を確定したいとして民事調停を申し立てた事件である。 平成22年8月10日 調停一部成立 平成22年10月27日 調停成立 相手方は、申立人らに対する賠償金債権を放棄する。	土木総務課
12	調停 提起日 平成22年8月3日 那覇簡易裁判所 平成22年（ノ）第192号 違約金存否確認等請求調停事件 その他	申立人 ①○○○○○○○ ○○○外6名 ②△△△△△△ △△△△△外21名 相手方 沖縄県	沖縄県発注の土木及び建築工事の入札参加業者が、不当な取引制限を行っていたとして平成18年に公正取引委員会による独占禁止法違反処分を受けた。 (申立人①関係) 沖縄県は、当該処分に基づき対象企業に対して契約書の違約金条項及び民法第709条により損害賠償金請求を行う旨決定したが、申立人らが、債務の存否確認、金額及び支払方法を確定したいとして民事調停を申し立てた事件である。 (申立人②関係) また、沖縄県は、当該処分を受けた対象企業と特定共同企業体を構成し工事を受注した企業に対して、契約書の違約金条項と連帯債務条項により損害賠償金請求を行う旨決定したが、申立人らが、債務の存否確認、金額及び支払方法を確定したいとして民事調停を申し	土木総務課

			<p>立てた事件である。</p> <hr/> <p>平成22年10月27日 調停成立 (申立人①関係) 申立人らは、相手方に対し、公正取引委員会による独占禁止法違反処分を受けた請負工事について、当該請負工事の契約金額の5%に相当する金額を賠償金として支払義務があることを確認する。 当該請負工事が共同企業体として受注されていた工事である場合、相手方は、申立人らに対し、各共同企業体の構成員の出資割合に相当する金額以外の支払い義務を免除する。 (申立人②関係) 相手方は、申立人らに対する賠償金債権を放棄する。</p>	
13	<p>調停 提起日 平成22年8月17日 那覇簡易裁判所 平成22年(ノ)第209号 違約金存否確認等請求調停事件</p> <p style="text-align: right;">その他</p>	<p>申立人 ○○○○○○○ ○外1名 相手方 沖縄県</p>	<p>沖縄県発注の土木及び建築工事の入札参加業者が、不当な取引制限を行っていたとして平成18年に公正取引委員会による独占禁止法違反処分を受けた。当該処分に基づき沖縄県は、対象企業に対して契約書の違約金条項及び民法第709条により損害賠償金請求を行う旨決定したが、申立人らが債務の存否確認、金額及び支払方法を確定したいとして民事調停を申し立てた事件である。</p> <hr/> <p>平成23年1月12日 調停成立 申立人らは、相手方に対し、公正取引委員会による独占禁止法違反処分を受けた請負工事について、当該請負工事の契約金額の5%に相当する金額を賠償金として支払義務があることを確認する。</p>	土木総務課
14	<p>調停 提起日 平成24年4月24日 那覇簡易裁判所 平成24年(ノ)第79号 違約金存否確認等請求調停事件</p> <p style="text-align: right;">その他</p>	<p>申立人 ○○○○○○○ ○外3名 相手方 沖縄県</p>	<p>沖縄県発注の土木及び建築工事の入札参加業者が、不当な取引制限を行っていたとして平成18年に公正取引委員会による独占禁止法違反処分を受けた。当該処分に基づき沖縄県は、対象企業に対して契約書の違約金条項及び民法第709条により損害賠償金請求を行う旨決定したが、申立人らが債務の存否確認、金額及び支払方法を確定したいとして民事調停を申し立てた事件である。</p> <hr/> <p>平成24年10月29日 調停成立 申立人らは、相手方に対し、公正取引委員会による独占禁止法違反処分を受けた請負工事について、当該請負工事の契約金額の5%に相当する金額を賠償金として支払義務があることを確認する。 当該請負工事が共同企業体として受注されていた工事である場合、相手方は、申立人らに対し、各共同企業体の構成員の出資割合に相当する金額以外の支払義務を免除する。</p>	土木総務課
15	<p>提起日 平成24年4月27日 那覇地方裁判所 平成24年(ワ)第383号</p>	<p>原告 沖縄県 被告</p>	<p>沖縄県発注の土木及び建築工事の入札参加業者が、不当な取引制限を行っていたとして平成18年に公正取引委員会による独占禁止法違反処分を受けた。当該処</p>	土木総務課

	<p>損害賠償請求事件</p> <p>その他</p>	<p>○○○○○○○ ○外2名</p>	<p>分に基づき沖縄県は、対象企業に対して契約書の違約金条項及び民法第709条により損害賠償金請求を行う旨決定したが、被告らが県の請求に応じないため、訴えを提起した事件である。</p> <hr/> <p>(被告○○○○○○○○○関係) 係争中である。</p> <p>(被告△△△△△△△関係) 判決言渡日 平成24年6月27日</p> <p>1 被告は、原告に対し、2128万0665円及びこれに対する平成21年4月30日から支払済みまで年5パーセントの割合による金員を支払え。</p> <p>2 訴訟費用は被告の負担とする。</p> <p>3 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。</p> <p>(被告□□□□□□□□□関係) 判決言渡日 平成24年8月8日</p> <p>1 被告は、原告に対し、1644万7410円及びこれに対する平成21年4月30日から支払済みまで年5パーセントの割合による金員を支払え。</p> <p>2 訴訟費用は被告の負担とする。</p> <p>3 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。</p>	
16	<p>提起日 平成24年4月27日 那覇地方裁判所 平成24年(ワ)第384号 違約金請求事件</p> <p>その他</p>	<p>原告 沖縄県 被告 ○○○○○○○ ○外3名</p>	<p>沖縄県発注の土木及び建築工事の入札参加業者が、不当な取引制限を行っていたとして平成18年に公正取引委員会による独占禁止法違反処分を受けた。当該処分に基づき沖縄県は、対象企業に対して契約書の違約金条項及び民法第709条により損害賠償金請求を行う旨決定したが、被告らが県の請求に応じないため、訴えを提起した事件である。</p> <hr/> <p>(被告○○○○○○○○○関係) 判決言渡日 平成24年8月8日</p> <p>判決要旨</p> <p>1 被告は、原告に対し、1930万7190円及びこれに対する平成21年4月30日から支払済みまで年5パーセントの割合による金員を支払え。</p> <p>2 訴訟費用は被告の負担とする。</p> <p>3 この判決は、仮に執行することができる。</p> <p>(被告△△△△△△△△△関係) 判決言渡日 平成24年6月27日</p> <p>判決要旨</p> <p>1 被告は、原告に対し、3626万4900円及びこれに対する平成21年4月30日から支払済みまで年5パーセントの割合による金員を支払え。</p> <p>2 訴訟費用は被告の負担とする。</p> <p>3 この判決は、仮に執行することができる。</p> <p>(被告□□□□□□□□□関係) 平成24年5月21日 取下げ</p>	土木総務課
17	原審	原告	県道宜野湾北中城線の道路用地として、県が土地売	道路街

	<p>提起日 平成21年1月23日 那覇地方裁判所沖縄支部 平成21年（ワ）第40号 所有権移転登記更正登記手続 請求事件</p> <p style="text-align: right;">判決言渡済</p>	<p>〇〇〇〇 被告 沖縄県外1名</p>	<p>買契約を土地登記の名義人である被告と締結した件について、当該土地は遺産分割協議に被告による詐欺や原告の錯誤があったため、原告に土地の持ち分3分の2の所有権があることを確認することを求めて提訴した事件である。</p> <hr/> <p>判決言渡日 平成22年1月26日 判決要旨 1 原告の請求をいずれも棄却する。 2 訴訟費用は原告の負担とする。</p>	路課
18	<p>控訴審 提起日 平成22年2月18日 福岡高等裁判所那覇支部 平成22年（ネ）第47号 所有権移転登記更正登記手続 請求控訴事件</p> <p style="text-align: right;">判決確定済</p>	<p>控訴人 〇〇〇〇 被控訴人 沖縄県外1名</p>	<p>那覇地方裁判所沖縄支部平成21年（ワ）第40号所有権移転登記更正登記手続請求事件の控訴審である。</p> <hr/> <p>判決言渡日 平成22年8月31日 判決要旨 1 本件各控訴をいずれも棄却する。 2 控訴費用は控訴人の負担とする。</p>	道路街路課
19	<p>調停 提起日 平成21年2月19日 那覇簡易裁判所 平成21年（ノ）第68号 中央分離帯設置停止請求調停 事件</p> <p style="text-align: right;">取下げ</p>	<p>申立人 〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇 相手方 沖縄県</p>	<p>一般県道具志川沖縄線を4車線に拡幅する道路事業用地を確保するために、申立人と相手方は物件移転補償契約を締結したが、中央分離帯が設置されると、申立人が経営している生コンクリート製造販売事業で使用している大型コンクリートミキサー車の搬出入に大幅な迂回となり燃費損失を被るため、中央分離帯を設置してはならないと求めた事件である。</p> <hr/> <p>平成21年3月13日に申立人が主張している不利益は、物件移転補償契約を締結したことから解決されたものと判断されるため、調停による解決には応じられない旨の上申書を那覇簡易裁判所に提出したところ、同年4月15日に申立人は事件を取り下げた。</p>	道路街路課
20	<p>提起日 平成21年6月4日 那覇地方裁判所 平成21年（ワ）第1228号 損害賠償請求事件</p> <p style="text-align: right;">その他</p>	<p>原告 〇〇〇〇 被告 沖縄県外1名</p>	<p>ホテル△△△△△△△△のビーチに存在する県管理の排水口の上から海に飛び込み、脊髄損傷により重篤障害を負った原告が、被告らに連帯して2億8281万0607円のうち1億円及びこれに対する本訴状送達の日から翌日から支払い済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払いを求めて提訴した事件である。</p> <hr/> <p>平成24年2月8日 被告に対する本訴請求を放棄する。</p>	道路街路課
21	<p>原審 提起日 平成21年9月16日 那覇地方裁判所 平成21年（ワ）第1335号 通行権確認等請求事件</p> <p style="text-align: right;">判決言渡済</p>	<p>原告 〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇 被告 沖縄県</p>	<p>一般県道具志川沖縄線を4車線に拡幅する道路事業用地を確保するために、原告と被告は物件移転補償契約を締結したが、中央分離帯を設置する工事は、原告の通行権及び営業の自由を侵害しているとし、中央分離帯に開口部を設置することを求めて原告が提訴した事件である。</p> <hr/> <p>判決言渡日 平成23年10月18日 判決要旨</p>	道路街路課

			<p>1 原告の請求を棄却する。 2 訴訟費用は原告の負担とする。</p>	
22	<p>控訴審 提起日 平成23年10月31日 福岡高等裁判所那覇支部 平成23年（ネ）第192号 通行権確認等請求控訴事件 判決言渡済</p>	<p>控訴人 ○○○○○○○ ○ 被控訴人 沖縄県</p>	<p>那覇地方裁判所平成21年（ワ）第1335号通行権確認等請求事件の控訴審である。</p> <p>判決言渡日 平成24年4月17日 判決要旨 1 本件控訴を棄却する。 2 訴訟費用は控訴人の負担とする。</p>	道路街路課
23	<p>上告審 提起日 平成24年5月1日 最高裁判所第1小法廷 平成24年（オ）第1324号 平成24年（受）第1649号 通行権確認等請求控訴事件の判決に対する上告 判決確定済</p>	<p>上告人・申立人 ○○○○○○○ ○ 被上告人・相手方 沖縄県</p>	<p>福岡高等裁判所那覇支部平成23年（ネ）第192号通行権確認等請求控訴事件の上告審である。</p> <p>判決言渡日 平成24年11月22日 判決要旨 1 本件控訴を棄却する。 2 本件を上告審として受理しない。 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。</p>	道路街路課
24	<p>和解 提起日 平成24年2月1日 那覇簡易裁判所 平成24年（イ）第2号 土地所有権確認請求訴えの提起前の和解申立て 和解成立済</p>	<p>申立人 沖縄県 相手方 不在者財産管理人○○○○（不在者△△△△）</p>	<p>久米島一周線の道路整備事業において、所有者不在用地が確認されたため不在者財産管理人と土地売買契約を締結したが、所有権の保存の登記するには不動産登記法第74条第1項第2号の規定により、県が所有権を有することの確定判決を得る必要があることから、民事訴訟法第267条にある確定判決と同一の効力を有する訴えの提起前の和解を申し立てた件である。</p> <p>和解成立日 平成24年2月22日 和解調書の要旨 1 相手方は、申立人に対し、別紙物件目録記載の土地につき、申立人が所有権を有することを確認する。 2 和解費用は各自の負担とする。</p>	道路街路課
25	<p>和解 提起日 平成24年2月1日 那覇簡易裁判所 平成24年（イ）第3号 土地所有権確認請求訴えの提起前の和解申立て 和解成立済</p>	<p>申立人 沖縄県 相手方 不在者財産管理人○○○○（不在者△△△△）</p>	<p>久米島一周線の道路整備事業において、所有者不在用地が確認されたため不在者財産管理人と土地売買契約を締結したが、所有権の保存の登記するには不動産登記法第74条第1項第2号の規定により、県が所有権を有することの確定判決を得る必要があることから、民事訴訟法第267条にある確定判決と同一の効力を有する訴えの提起前の和解を申し立てた件である。</p> <p>和解成立日 平成24年2月22日 和解調書の要旨 1 相手方は、申立人に対し、別紙物件目録記載の土地につき、申立人が所有権を有することを確認する。 2 和解費用は各自の負担とする。</p>	道路街路課
26	<p>和解 提起日 平成24年2月1日 那覇簡易裁判所</p>	<p>申立人 沖縄県 相手方</p>	<p>久米島一周線の道路整備事業において、所有者不在用地が確認されたため不在者財産管理人と土地売買契約を締結したが、所有権の保存の登記するには不動</p>	道路街路課

	平成24年（イ）第4号 土地所有権確認請求訴えの提起前の和解申立て 判決確定済	不在者財産管理人○○○○（不在者△△△△△）	産登記法第74条第1項第2号の規定により、県が所有権を有することの確定判決を得る必要があることから、民事訴訟法第267条にある確定判決と同一の効力を有する訴えの提起前の和解を申し立てた件である。 判決言渡日 平成24年3月12日 主文 本件申立てを却下する。 理由 債権者に対し、「議会の議決」について補正するよう命じ、その命令は平成24年2月22日に債権者に対し送達されたが、債権者はその期間内に補正をしない。よって、民事訴訟法第137条第2項を適用して、主文のとおり命令する。	
27	提起日 平成23年2月4日 那覇地方裁判所 平成23年（ワ）第117号 損害賠償請求事件 係争中	原告 ○○○○外4名 被告 沖縄県	原告が県道7号線（奥武山米須線）豊見城市豊見城地先を自転車で走行中、道路路肩に設置されている排水溝のグレーチングと路面との隙間に自転車前輪がはまり込み転倒し、両上下肢麻痺の重傷を負った。 原告はグレーチングと路面との隙間が（遊び）3センチメートルあったため自転車前輪がその隙間にはまり込んでしまったのが事故の原因とし、その隙間を生じさせたことは、道路の瑕疵に当たると主張し、道路管理者の県に対して国家賠償法第2条第1項の公の营造物の設置又は管理の瑕疵として、損害賠償を求めて提訴した事件である。	道路管理課
28	提起日 平成24年3月15日 那覇地方裁判所 平成24年（ワ）第240号 損害賠償請求事件 和解調整中	原告 ○○○○ 被告 沖縄県	原告は、豊見城市上田の県道68号線を、渋滞のためバス停部をバイクで走行していた際、路面にあった消火栓のくぼみにハンドルをとられ転倒し、右手首と左足首を骨折したことから、被告が道路の補修等対策をとらずそのまま放置したことは公の营造物の瑕疵として、損害賠償を求めた事件である。 平成25年6月定例県議会に和解議案提出予定。	道路管理課
29	調停 提起日 平成24年12月4日 石垣簡易裁判所 平成24年（ノ）第26号 損害賠償請求調停事件 取下げ	申立人 ○○○ 相手方 沖縄県外2名	申立人は、平成24年6月24日に申立人が所有する車両で石垣市字石垣660番地付近の県道石垣浅田線を走行中に、県道を横断した道路占用許可工事の未舗装箇所が生じた段差に車両全面フロントバンパーが接触し破損したため、車両の修理代金として、道路管理者である県、占用者である石垣市及び占用工事施工者の○○○○○○○○○に対して、連帯して110万8,590円金額の支払いを求めて調停を申し立てた事件である。 平成25年3月4日 取下げ	道路管理課
30	提起日 平成22年8月10日 那覇地方裁判所 平成22年（ワ）第959号 所有権移転登記抹消登記手続等請求事件 取下げ	原告 ○○○○○○○ ○○○○外4名 被告 沖縄県	安謝川河川改修工事に係る河川用地として、原告は、県との間で、昭和59年に土地の売買契約を締結し、その後、所有権移転登記手続も完了したが、当該売買契約は、法律行為の要素に錯誤があったために無効であり、所有権は原告にあるとして所有権移転登記の抹消登記手続を要求した事件である。	河川課

			原告から平成23年10月18日付けで、本件訴訟を行う必要がなくなったとして、本件訴えの取下書が届き、被告は同月31日に取下げに同意した。	
31	<u>原審</u> <u>提起日</u> 平成13年12月21日 那覇地方裁判所 平成13年（ワ）第1000号 損害賠償請求事件 判決言渡済	<u>原告</u> ○○○○○○○ ○○○○○○○ <u>被告</u> 沖縄県	原告は、被告が発注した工事で使用する資材について工事請負者と売買契約を締結して納入準備を進めていたが、県の不法・不当な行政指導により売買契約が解除となり損害を被ったと主張し、その損害賠償を求めた事件である。 <u>判決言渡日</u> 平成16年4月7日 <u>判決要旨</u> 1 原告の請求を棄却する。 2 訴訟費用は原告の負担とする。	港湾課
32	<u>控訴審</u> <u>提起日</u> 平成16年4月15日 福岡高等裁判所 平成16年（ネ）第77号 損害賠償請求控訴事件 判決確定済	<u>控訴人</u> ○○○○○○○ ○○○○○○○ <u>被控訴人</u> 沖縄県	那覇地方裁判所平成13年（ワ）第1000号の控訴審である。 <u>判決言渡日</u> 平成16年11月25日 <u>判決要旨</u> 1 本件控訴を棄却する。 2 控訴費用は控訴人の負担とする。	港湾課
33	<u>提起日</u> 平成24年2月15日 那覇地方裁判所 平成24年（ワ）第132号 弁護士報酬請求事件 係争中	<u>原告</u> ○○○○○外256 名 <u>被告</u> 沖縄県知事仲井眞弘多	原告が、泡瀬干潟埋立公金支出差止等請求控訴事件について、一部勝訴が確定しているとのことから地方自治法第242条の2第12項に基づき、弁護士報酬金を請求した事件である。	港湾課
34	<u>調停</u> <u>提起日</u> 平成24年3月28日 東京地方裁判所 平成24年（ノ）第48号 覚書効力確認等調停事件 その他	<u>申立人</u> 沖縄県 <u>相手方</u> ○○○○○○○ ○	相手方による△△△空港の操縦練習使用料に関する覚書の解約申入れに対し、覚書はなお相当期間継続するとし、期間中の操縦練習使用料を支払うよう申し立てた事件である。 平成25年3月29日 当事者間において調停条項記載のとおり調停成立 <u>調停調書要旨</u> ・ ○○○○は、解決金として沖縄県に対し1億7,000万円を支払う。（うち、1億2,000万円は平成25年4月末までに、5,000万円は△△△△△△△△△△株式譲渡契約が締結された後で支払う。） ・ 昭和54年6月25日付け△△△空港の操縦練習使用料についての覚書を、調停成立日をもって合意解約する。 ・ ○○○○は△△△空港及び□□□□□内に所有する建物を沖縄県に無償で譲渡し、沖縄県は譲り受ける。 ・ 沖縄県は、平成25年9月30日までに○○○○が所有する△△△△△△△△△△の株式を、その株式の譲渡を受ける意向を示している第三者と○○○○	空港課

			<p>の間で譲渡契約させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 〇〇〇〇は、△△△空港周辺の残地の所有権について今後一切権利を主張しない。 	
35	<p>提起日 平成24年4月20日 千葉地方裁判所佐倉支部 平成24年(ワ)第409号 損害賠償請求事件 係争中</p>	<p>原告 〇〇〇〇 被告 沖縄県</p>	<p>原告所有の土地に生育していたテリハボク18本(以下「本件樹木」という。)について、被告は本件樹木が△△△空港整備事業の制限表面の支障物となることから無断で侵入して本件樹木を損壊(無謀な梢端切除及び断幹)し枯死させたとして、原告が国家賠償法1条1項(ただし、憲法29条1項、航空法49条3項、50条1項も挙げている。)による損害賠償及び境界杭の設置を求めて提起した事件である。</p>	空港課
36	<p>提起日 平成20年3月21日 那覇地方裁判所沖縄支部 平成20年(ワ)第173号 損害賠償請求事件 判決言渡済</p>	<p>原告 〇〇〇〇 被告 沖縄県外3名</p>	<p>被告施工業者が設計、施工及び監理を行った建築物について、建築主である原告が構造安全性を満たさない致命的な瑕疵があることを理由に、当該施工業者及び工事監理者並びに当該建築物の確認審査、検査等を実施した指定確認検査機関及び当該指定確認検査機関に対し監督権限を有する沖縄県に対し、損害賠償を求めた事件である。</p> <p>—————</p> <p>判決言渡日 平成25年3月28日 判決要旨 1 原告の請求をいずれも棄却する。 2 訴訟費用は、原告の負担とする。</p>	建築指導課
37	<p>提起日 平成22年1月4日 那覇地方裁判所沖縄支部 平成22年(ワ)第2号 損害賠償等請求事件 判決確定済</p>	<p>原告 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇 被告 沖縄県外5名</p>	<p>沖縄市が発注した建築物の設計委託業務において、設計段階における基礎工法の比較検討内容、また、その後の被告らとの対応内容等について、原告が建築基準法及び建築士法に抵触することを主張し損害賠償を求めた事件である。</p> <p>—————</p> <p>判決言渡日 平成23年3月24日 判決要旨 1 原告の請求はいずれも棄却する。 2 訴訟費用は、原告の負担とする</p>	建築指導課
38	<p>原審 提起日 平成21年2月17日 那覇地方裁判所 平成21年(ワ)第244号 所有権移転登記手続請求事件 引継手続中</p>	<p>原告 沖縄県 被告 〇〇〇外6名</p>	<p>昭和3年ごろに県立宮古中学校設立期成会から寄附を受けた県立宮古高等学校敷地のうち、県への所有権移転登記がなされず個人名義のまま登記されている土地がある。</p> <p>県は当該土地の名義人に対し、当該土地の名義移転を請求してきたが、ほとんどの名義人は名義移転に同意しておらず、話し合いでの解決は困難である。また、名義人の中には高齢な者もあり、相続が発生し、さらに名義人が増加することになれば問題が一層複雑になることが懸念される。</p> <p>また、平成19年度から平成21年度までにかけて、宮古島市では、自転車歩行者道の整備のため道路拡張工事を行っており、同校敷地の一部が当該道路工事用地となっている。</p> <p>当該工事用地のうち、本件の対象土地が個人名義の</p>	教育庁施設課

	<p>※39（平成21年（ワ）第245号）・40（平成21年（ワ）第246号）と併合された。</p>		<p>土地であり、宮古島市に所有権移転ができないため、工事が行えない状況にある。</p> <p>以上のことから、原告が当該土地の名義人である被告らに対し真正な所有者であるとして、県への所有権移転登記手続きを求める訴えを提起した事件である。</p> <p>判決言渡日 平成23年3月9日</p> <p>判決要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 原告の主位的請求を棄却する。 2 被告は、時効取得を原因とする移転登記手続きをせよ。 3 訴訟費用は被告の負担とする。 <p>※ 平成23年3月22日付けで被告（15名）から控訴状の提出が裁判所へされた。</p>	
39	<p>原審 提起日 平成21年2月17日 那覇地方裁判所 平成21年（ワ）第245号 所有権移転登記請求事件 引継手続中</p>	<p>原告 沖縄県 被告 〇〇〇外12名</p>	<p>上記平成21年（ワ）第244号所有権移転登記請求事件と同様の理由により県が被告らに訴えを提起した事件である。</p> <p>平成21年3月25日 被告の1人△△△△と和解</p> <p>和解内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被告は、原告に対し、被告の共有持分につき、真正な登記名義の回復を原因とする共有持分の移転登記手続きをする。 2 前項の移転登記手続きに要する一切の費用は原告の負担とする。 3 原告は、その余の請求を放棄する。 4 原告及び被告は、原告と被告の間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか何らの債権債務がないことを相互に確認する。 5 訴訟費用は各自の負担とする。 <p>平成21年5月22日 不出廷被告5名を分離し判決</p> <p>判決要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被告らは、原告に対し、各被告らの土地の各共有持分につき、それぞれ真正な登記名義の回復を原因とする共有持分の移転登記手続きをせよ。 2 訴訟費用は被告らの負担とする。 <p>平成23年3月9日 被告〇〇〇外4名判決</p> <p>判決要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 原告の主位的請求を棄却する。 2 被告は、時効取得を原因とする移転登記手続きをせよ。 3 訴訟費用は被告の負担とする。 <p>※ 平成23年3月22日付けで被告（15名）から控訴状の提出が裁判所へされた。</p>	教育庁 施設課
	<p>※38（平成21年（ワ）第244号）・40（平成21年（ワ）第246号）と併合された。</p>			
40	<p>原審 提起日 平成21年2月17日 那覇地方裁判所 平成21年（ワ）第246号</p>	<p>原告 沖縄県 被告 〇〇〇〇外3名</p>	<p>上記平成21年（ワ）第244号所有権移転登記請求事件と同様の理由により県が被告らに訴えを提起した事件である。</p>	教育庁 施設課

	<p>所有権移転登記手続請求事件 引継手続中</p> <p>※38（平成21年（ワ）第244号）・39（平成21年（ワ）第245号）と併合された。</p>		<p>判決言渡日 平成23年3月9日</p> <p>判決要旨</p> <p>1 原告の主位的請求を棄却する。 2 被告は、時効取得を原因とする移転登記手続をせよ。 3 訴訟費用は被告の負担とする。</p> <p>※ 平成23年3月22日付けで被告（15名）から控訴状の提出が裁判所へされた。</p>	
41	<p>控訴審 提起日 平成23年3月22日 福岡高等裁判所那覇支部 平成23年（ネ）第55号 所有権移転登記手続請求控訴事件 引継手続中</p>	<p>控訴人 ○○○外14名 被控訴人 沖縄県</p>	<p>那覇地方裁判所平成21年（ワ）第244号、第245号、第246号（併合）事件の控訴審である。</p> <p>判決言渡日 平成23年9月6日</p> <p>判決要旨</p> <p>1 本件控訴を棄却する。 2 控訴費用は控訴人らの負担とする。</p>	教育庁 施設課
42	<p>上告審 提起日 平成23年9月16日 最高裁判所 平成23年（オ）第2125号 平成23年（受）第2442号 所有権移転登記手続請求上告事件・上告受理申立事件 引継手続中</p>	<p>上告人・申立人 ○○○○外3名 被上告人・相手方 沖縄県</p>	<p>福岡高等裁判所那覇支部平成23年（ネ）第55号事件の上告審である。</p> <p>判決言渡日 平成24年1月31日</p> <p>判決要旨</p> <p>1 本件上告を棄却する。 2 本件を上告審として受理しない。 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。</p>	教育庁 施設課
43	<p>上告審 提起日 平成23年9月16日 最高裁判所 平成23年（オ）第2126号 平成23年（受）第2443号 所有権移転登記手続請求上告事件・上告受理申立事件 引継手続中</p>	<p>上告人・申立人 ○○○外8名 被上告人・相手方 沖縄県</p>	<p>福岡高等裁判所那覇支部平成23年（ネ）第55号事件の上告審である。</p> <p>判決言渡日 平成24年1月31日</p> <p>判決要旨</p> <p>1 本件上告を棄却する。 2 本件を上告審として受理しない。 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。</p>	教育庁 施設課
44	<p>調停 提起日 平成24年2月1日 那覇簡易裁判所 平成24年（ユ）第3号 土地賃料増額請求調停事件 引継手続中</p>	<p>申立人 ○○○○ 相手方 沖縄県</p>	<p>県が申立人から賃借している県立沖縄工業高等学校用地について、平成19年度頃から申立人が「賃料が安い」という理由で賃貸借契約の更新に難色を示しており、平成22年度及び23年度については更新できず、法務局に供託していた。その後、申立人が県に対し賃料増額を申し立てた事件である。</p> <p>平成24年3月9日 調停不成立</p>	教育庁 施設課
45	<p>提起日 平成25年3月1日 那覇簡易裁判所 平成25年（ハ）第239号 損害賠償請求事件 係争中</p>	<p>原告 ○○○○ 被告 沖縄県</p>	<p>県は平成24年2月24日午前8時25分ころ、宜野湾市大山5丁目16番1号大山学校給食センター付近路上において、原告を運転免許証不携帯で検挙し交通反則通告書を告知した。同伴に関し、原告が①宜野湾警察署の内間という警察官に不当に拘束された、②不法に違反切符を切られた。会社に遅刻した、③警察官に脅さ</p>	警察本 部警務 部監察 課

れた等を主張し提訴した事件である。

○訴訟等事務処理要領（昭和59年12月21日制定。沖縄県知事決裁）

〔沿革〕 昭和59年12月21日依命通達。平成元年5月1日一部改正、平成9年3月17日一部改正、平成14年7月1日一部改正、平成19年7月3日一部改正

- 第1** 訴訟、和解（訴えの提起前の和解を含む。）、調停、督促手続、不服申立等（以下「訴訟等」という。）に関する事務は、当該訴訟等に係る事務事業を主管する事務部局（以下「主管部局」という。）において処理するものとし、その総括事務は総務部（総務私学課）において行うものとする。
- 第2** 県が、紛争を解決するため、訴えを提起しようとするときは、主管部局の長は、あらかじめ、紛争の相手方、請求の内容、紛争の原因、その事実関係及びその経緯並びに当該紛争に対する訴訟方針を記載した書類に関係資料を添えて、総務部長に合議すること。
- 第3** 県を被告とする訴状の送付を受けたときは、主管部局の長は、直ちに、その訴状の請求原因に記載されている事実関係及びその訴えが提起されるに至った経緯を調査の上、当該訴訟に対する訴訟方針を記載した書類に当該訴状及び調査資料を添えて、総務部長に合議すること。
- 第4** 主管部局の長又は統括監（主管部局で当該訴訟に係る事務事業を統括する統括監をいう。以下同じ。）は、訴訟事件の処理に当たっては、関係職員のうちから指定代理人を選任するものとする。また、指定代理人のほか、訴訟代理人の選任を必要とする場合は、主管部局の統括監は、総務部総務統括監に訴訟代理人の選任を依頼すること。
- 第5** 主管部局の統括監は、総務部総務統括監から訴訟代理人の選任通知を受けたときは、速やかに訴訟代理人に対し訴状の内容、その訴えが提起されるに至った経緯、訴訟方針等を的確に説明すること。
- 第6** 主管部局の担当課長（当該訴訟に係る事務事業を所掌する課の長をいう。以下同じ。）は、県の訴訟代理人と打合せ及び現地調査を行ったときは、その都度、事件打合会・現地調査結果報告書（第1号様式）を作成するものとする。
- 第7** 口頭弁論又は準備手続が行われたときは、主管部局の担当課長は、その期日ごとに事件経過報告書（第2号様式）を作成するものとする。
- 第8** 訴訟において、裁判所から和解の勧告があり、和解に応じようとするときは、主管部局の長は、和解期日調査を作成させ議会の議決を経て和解すること。

- 第9 主管部局の担当課長は、和解調書が作成されたときは、直ちに、その正本の写しを総務私学課長に送付するものとする。
- 第10 主管部局の担当課長は、判決の言渡しがあったときは、直ちに、その正本の写しを総務私学課長に送付するものとする。
- 第11 主管部局の長は、県が敗訴したときは、上訴するか否か、その理由、判例・学説の動向、訴訟代理人の意見等について記載した書類に当該判決書及び関係資料を添えて、総務部長に合議すること。
- 第12 県が上訴した場合又は相手方が上訴した場合の手続については、前各号に準じ処理すること。
- 第13 総務部長は、係争中の訴訟事件について、必要があると認めるときは、主管部局の長に対し、当該事件に関し報告を求め、又は準備書面その他必要な書類の提出を求めることができる。
- 第14 訴えの提起前の和解、調停、督促手続及び不服申立に関する事務手続についても、前各号の例により処理すること。
- 第15 前各号により、総務部長に合議する場合は、総務私学課長を経由すること。
- 第16 主管部局の長は、訴訟等に関する事務が完結したときは、一件書類を総務私学課長に引継ぐこと。
- 第17 この要領の規定は、次に掲げる訴訟等に関する事務については適用しない。
- (1) 県税、農地及び県営住宅に関する訴訟等
 - (2) 県の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第2項に規定する処分又は同条第3項に規定する裁決をいう。以下同じ。）に係る同法第11条第1項（同法第38条第1項（同法第43条第2項において準用する場合を含む。）又は同法第43条第1項において準用する場合を含む。）の規定による県を被告とする訴訟（(3)において「県を被告とする訴訟」という。）に係る訴えの提起
 - (3) 県の行政庁の処分又は裁決に係る県を被告とする訴訟に係る和解
 - (4) 県が処分庁又は審査庁として決定又は裁決する事件に係る不服申立
 - (5) 地方公営企業法（昭和28年法律第292号）第8条第1項の規定により、地方公営企業の管理者が代表する訴訟等
- 附 則**（昭和59年12月21日付け総文第624号（各部局長あて総務部長名依命通達「訴訟等に対する事務処理要領について」））
- （本文）訴訟等事務処理要領が別紙のとおり定められたので、命により通知します。

附 則（平成元年 5 月 1 日付け総文第100号決裁通知）

（前文）平成元年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 9 年 3 月17日付け総文第962号決裁通知）

（本文）訴訟等事務処理要領の一部を別添のとおり改正したので通知します。

附 則（平成14年 7 月 1 日付け決裁）

訴訟等事務処理要領の一部を次のように改正する。

附 則（平成19年 7 月 3 日付け決裁）

この要領は、平成19年 7 月 3 日から施行する。

第1号様式

事件（打合会・現地調査）報告

	主管部 課名		担当者 名	
事件の表示	裁判所	(簡・地・高) 裁判所 支部		
	事件番号			
	事件名			
	相手方			
日時	平成 年 月 日 午(前・後) 時 分 ~ 時 分			
場所				
出席者				
次回期日	平成 年 月 日 午(前・後) 時 分			
概 要				
次回の予定				
添付書類	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.			

事 件 経 過 報 告

		主管部 課 名		担当者 氏 名		
事 件 の 表 示	裁 判 所	(簡・地・高) 裁判所 支部				
	事件番号					
	事 件 名					
	相 手 方					
今 回 期 日	手続の別	準備、弁論、証拠調、和解、調停、言渡				
	期 日	平成 年 月 日				
	結 果	変更、延期、続行、休止、終結				
	裁 判 官					
	出 頭 者	指 定 代理人				外 名
		訴 訟 代理人				外 名
		相 手 方	本人・代表者・代理人			計 名
次 回 期 日	平成 年 月 日 午 (前・後) 時 分					
経 過 要 旨						
次回の予定						
添付書類	1. 答弁書 2. 準備書面 (県 相) 3. 証拠説明書 (県 相) 4. 証拠申出書 (県 相) 5. 人証調書 6. 検証調書 7. 書証 (通)					